

## 館林市きずなを結び共に育む手話言語条例逐条解説

### 【前文】

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なる言語で、手指、体の動き及び表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は手話を言語として大切に育んできた。

しかしながら、口話法の導入により、手話を使うことは、ろう学校において事実上禁止されてきた歴史の中で、ろう者に対する誤解と偏見を生み、ろう者は多くの不安を感じながら生活をしてきた。

そのような中で、ろう者と手話に関心を持つ聞こえる者が集い、ろう者は音声言語を学び、聞こえる者は手話を学び、共に手話やろう者に対する正しい理解を社会に広げるための活動を続けてきた。

このような経緯から、近年では、障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、我が国でも障害者基本法において、言語に手話を含むと規定する改正が行われている。

館林市は、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が、思いやりと助け合いの心を持って、互いにきずなを結び、手話と共に安心して暮らせる地域社会を育んでいくため、この条例を制定する。

### （解説）

館林市きずなを結び共に育む手話言語条例（以下「本条例」という。）の趣旨を説明しています。

手話は、ろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための言語として、ろう者の間で受け継がれてきました。

しかし、これまで、ろう者にとって手話が言語であるにもかかわらず、その使用は認められてこなかったため、不自由を強いられてきたという歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約第2条において、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されました。また、我が国でも、障害者基本法第3条第3号において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定されました。

しかしながら、いまだ手話とろう者に対する理解が十分であるとはいえません。

このことから、市民に手話とろう者に対する理解を広め、ろう者とろう者以外の者が思いやりと助け合いの心を持ってきずなを結び、手話と共に安心して暮らせる地域社会を育んでいくため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もって全ての市民が支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説)

本条例の目的を定めています。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定されていますが、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとはいえません。手話が言語であると認識し、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者が担う役割について明らかにすることで、手話及びろう者に対する理解と手話の普及を促進し、全ての市民が支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(手話の意義)

第2条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

(解説)

手話の意義について定めています。

手話が、ろう者が生活を営むために使用している言語であることを明記し、豊かな人間性、知的で心豊かな生活のために必要な言語活動の文化的所産であると理解するものとしています。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(解説)

手話に関する基本理念を定めています。

手話の普及においては、ろう者とろう者以外の者が、お互いを理解し尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することとし、その普及を図るものとしています。

(定義)

第4条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚障がいのある者のうち手話を言語と

して日常生活及び社会生活を営む全てのものをいう。

(解説)

「ろう者」の定義について定めています。

本条例において、「ろう者」とは、聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活等を営むもの（幼児や児童も含みます。）をいいます。

(市の責務)

第5条 市は、市民の手話への理解を深め、手話の普及のために必要な施策を推進するものとする。

(解説)

市の基本的な責務について定めています。

市は、市民に対し手話とろう者が持つ聴覚障がいの特性について正しい理解を広げることで、手話と手話を使うろう者の権利が認められるよう、手話の普及啓発に努めるものとしています。

(県との連携)

第6条 市は、前条の責務を果たすため、県と連携するよう努めるものとする。

(解説)

県との連携について定めています。

市の責務を果たすため、県との連携を深め、協力して推進していくよう努めるものとしています。

(市民の役割)

第7条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協働して取り組むよう努めるものとする。

(解説)

市民（市内に居住、通学又は通勤する個人を指します。）の基本的な役割を定めています。

市民は、手話とろう者に対する正しい理解を深めていくことと、市がそのために推進する施策に協働して取り組むよう努めるものとしています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(解説)

事業者（市内において医療、商工業、金融業その他の事業を行う者を指します。）の基本的な役割を定めています。

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備

のため、ろう者の意思疎通などに対し、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

(方針の策定)

第9条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実にに関すること。
- (5) 手話に関する専門職の資質向上に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市は、前項に規定する方針の策定に当たっては、障がい者の福祉に関する計画等との整合を図るものとする。

(解説)

市は、手話への理解及び手話の普及の促進等について、総合的かつ計画的に推進するための方針を策定することを定めています。

方針に沿った施策の推進を図ることで、着実かつ計画的に手話の普及等に取り組むことができます。

また、方針の策定に当たっては、障がい者計画や地域福祉計画等の内容と整合を図ることも定めています。

(手話施策推進会議)

第10条 前条に規定する方針の策定及び手話に関する施策の推進状況について検証するため、館林市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(解説)

市は、方針の策定及び手話に関する施策の推進状況について検証を行うため、手話施策推進会議を設置することを定めています。

推進会議の組織及び運営に関する事項については、別に規則等で定めるものとします。

なお、推進会議は、ろう者や手話通訳者等の関係機関の代表、学識経験者等で組織します。

(手話を学ぶ機会の確保)

第11条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員その他手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(解説)

市が、市民に手話を学ぶ機会を確保するに当たっては、ろう者及び手話に関わる者と

協力することを定めています。

手話を学ぶ機会の確保とは、手話奉仕員養成講習会及び手話教室等の開催、その開催に当たっての必要な支援、手話の学習への取組の推進等をいいます。

協力を求める関係機関は、コミュニケーションプラザ等の意思疎通支援のための機関、聴覚障害者福祉協会、手話通訳者及びその団体、手話サークルなどです。

(学校における手話の普及)

第12条 市は、学校教育の場で、手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒、学生及び教職員が手話を学ぶことのできる機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とするろう者がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。

(解説)

学校において手話の普及を図ることを定めています。

手話への理解を広げるためには、教育の場における普及が不可欠であり、市内の学校の福祉教育の中で、市は、手話とろう者についての学習の機会を提供するよう努めるものとしています。

また、学校の設置者（高校や短大等も含みます。）は、学校で手話を必要とするろう者がいる場合は、必要な支援が受けられるよう努めるものとしています。

(医療機関における手話の啓発)

第13条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、医療機関において聴覚障がい診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

医療機関において手話の啓発を図ることを定めています。

医療機関（市内にある病院又は診療所等を指します。）は、手話を使用しやすい環境づくりに努めるものとし、市は、医療機関において、手話通訳者を派遣する制度の周知等に努めるものとしています。

また、市は、医療機関の関係者に対して、手話への理解が正しく行われるよう努めるものとしています。

(事業者への支援)

第14条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう事業者が行う取組に対し

て、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

第8条で、事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のため、ろう者の意思疎通などに対し、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。市は、事業所のこうした取組に対する支援を講ずるよう努めることを定めています。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第15条 市、市民及び事業者は、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が快適に滞在することができるよう努めるものとする。

(解説)

市、市民及び事業者は、協力して、観光や仕事で市を訪れた手話の必要なろう者のかたが快適に過ごすことができるよう努めることを定めています。

特に、手話の必要な観光旅行者などが快適に過ごすことができるようにするためには、手話通訳者、その団体、手話サークルなどによるボランティア的な取組が期待されます。

(災害時の対応)

第16条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

災害時の市の対応について定めています。

耳からの情報を得ることができないろう者にとって、災害の発生時において迅速に情報を得ることができないことなどが大きな課題となっています。

災害発生時の避難誘導及び避難所における情報の提供に当たっては、ろう者に理解しやすい文字で提供するなど、合理的な配慮に基づいた措置を講ずるよう努めるものとしています。

(財政上の措置)

第17条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

財政上の措置について定めています。

本条例に基づく施策を推進するに当たり、一定の財政措置が必要になることから、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしています。

(意思疎通支援の推進)

第18条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障がいのある者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

市は、手話を使えない聴覚障がい者に対しても、個人の特性に応じて、意思疎通のために必要な支援を行うことを定めています。

手話による支援のほかに、要約筆記やコミュニケーションボードの活用などの意思疎通のための支援に努めるものとしています。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

本条例に関し必要な事項は別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正)

2 館林市報酬、費用及び実費弁償条例(昭和31年館林市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中つつじ保護育成対策委員会委員の項の次に次のように加える。

手話施策推進会議委員	日額	8,300円
------------	----	--------

(解説)

1 本条例が施行される日は、平成29年4月1日であることを定めています。

2 本条例第10条に規定する手話施策推進会議委員の報酬を日額8,300円とすることを定めています。